

兵庫県公報

令和7年3月28日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 中播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	1
○ 西播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	1
○ 昭和50年兵庫県告示第681号の8（建築基準法の規定により各区域を所管する建築主事の指定）の一部改正（建築指導課）	2
病院局管理規程	
○ 病院局組織規程等の一部を改正する管理規程	2

告 示

兵庫県告示第300号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
たつの市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画下水道事業 たつの市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更なし
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
令和2年度兵庫県告示第336号の事業地に、たつの市龍野町末政字川向新田を加える。
令和2年度兵庫県告示第336号の事業地のうち、たつの市新宮町井野原字西畑を削る。
令和2年度兵庫県告示第336号の事業地のうち、たつの市龍野町中井字赤井端、新宮町新宮字西町及び新宮町新宮字新田山下において事業地を変更する。



兵庫県告示第301号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
相生市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
西播都市計画下水道事業 相生市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 昭和55年7月8日から令和8年3月31日まで
変更後 昭和55年7月8日から令和12年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

令和2年3月27日兵庫県告示第375号の事業地のうち相生市相生字小丸内において事業地を変更する。



兵庫県告示第302号

昭和50年兵庫県告示第681号の8（建築基準法の規定により各区域を所管する建築主事の指定）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

本文中「第4条第7項」を「第4条第9項」に改める。

病院局管理規程

病院局組織規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和7年3月28日

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

兵庫県病院局管理規程第4号

病院局組織規程等の一部を改正する管理規程

（病院局組織規程の一部改正）

第1条 病院局組織規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第24条の17」を「第24条の18」に改める。

第4条の表管理課の款中「医師育成支援班」を「人材育成班」に改める。

第6条第10号を削る。

第7条第13号を削る。

第10条の表県立西宮病院の款中

「

診療部	
-----	--

」

を

「

診療部	臨床工学課
-----	-------

」

に改め、同表県立淡路医療センターの款リハビリテーション部の項の次に次のように加える。

「

研究部	
-----	--

」

第10条の表県立こども病院の款中

「

研究部	
-----	--

」

を

「

研究部	研究課
-----	-----

」

新旧対照表

現 行

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認に関する事務（建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）第22条第1項第1号に係るものに限る。）について、同法第4条第7項の規定により、次のように所轄区域を分けてその区域を所管する建築主事を指定し、昭和50年4月1日から施行する。

昭和46年兵庫県告示第442号の12（建築基準法の規定により各区域を所管する建築主事の指定）は、昭和50年3月31日限り、廃止した。

所管する区域	指定建築主事
川辺郡	阪神北県民局勤務建築主事
加古郡	東播磨県民局勤務建築主事
西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡	北播磨県民局勤務建築主事
相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡	中播磨県民センター勤務建築主事
豊岡市 養父市 朝来市 美方郡	但馬県民局勤務建築主事
丹波篠山市 丹波市	丹波県民局勤務建築主事
洲本市 南あわじ市 淡路市	淡路県民局勤務建築主事

備考 県民局及び県民センター勤務の建築主事が出張、休暇、疾病等により長期不在となり職務が遂行できない期間は、この表の区分にかかわらず、必要に応じて兵庫県まちづくり部勤務の建築主事はその職務を行う。

(建築基準法の規定により各区域を所管する建築主事の指定)

改 正 案

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認に関する事務（建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）第22条第1項第1号に係るものに限る。）について、同法第4条第9項の規定により、次のように所轄区域を分けてその区域を所管する建築主事を指定し、昭和50年4月1日から施行する。

昭和46年兵庫県告示第442号の12（建築基準法の規定により各区域を所管する建築主事の指定）は、昭和50年3月31日限り、廃止した。

所管する区域	指定建築主事
川辺郡	阪神北県民局勤務建築主事
加古郡	東播磨県民局勤務建築主事
西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡	北播磨県民局勤務建築主事
相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡	中播磨県民センター勤務建築主事
豊岡市 養父市 朝来市 美方郡	但馬県民局勤務建築主事
丹波篠山市 丹波市	丹波県民局勤務建築主事
洲本市 南あわじ市 淡路市	淡路県民局勤務建築主事

備考 県民局及び県民センター勤務の建築主事が出張、休暇、疾病等により長期不在となり職務が遂行できない期間は、この表の区分にかかわらず、必要に応じて兵庫県まちづくり部勤務の建築主事はその職務を行う。